特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

日本代表選手及び日本代表選手団役員選考規程（目的）

第一条　日本代表選手及び日本代表選手団役員選考規程（以下「本規程」という。）は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）が決定する日本代表選手及び日本代表選手団役員について、その選考基準と選考方法に関する事項を定めるものである。

（選考基準）

第二条　日本代表選手・日本代表選手団役員は強化委員会より推薦される。強化委員会は日本代表選手・日本代表選手団役員を推薦する場合は、次のすべての該当基準をみたしている選手・役員から選考するものとする。

（１）　国際大会日本代表選手の選考

① 当該年度において、本連盟及び WPPO(World Para Powerlifting)に登録している選手

② 国際競技参加資格（クラス分け、競技力、国籍、年齢など）を満たしている選手

③ 本連盟が別途定める参加標準記録に達している選手

④ パラリンピック代表選手選考は、WPPO の指名に従う

⑤ 体力及び年齢等の医学的観点も含め日本代表選手として推薦できる選手

（２）　国際大会日本代表選手団役員の選考

① 当該年度の理事、正会員、各有資格が有効であること。

② 選手でないこと

③ 当該年度に活動していることが認められること

２　　強化委員会は、毎年４月までに選考大会として認める大会を指定するとともに、各大会への参加標準記録等を定め、理事会の承認を得たうえで、日本代表選手の選考基準として公表するものとする。

３　　強化委員会は、全国大会の記録状況、国際大会での入賞成績等の実勢を考慮して参加標準記録を定めるものとする。

（選考手順）

第三条　強化委員会は、次の手順によって日本代表選手・日本代表選手団役員を選考し、理事会が決定する。

（１）　日本代表選手

① 強化委員会を招集し、第二条第一項（１）に規定する選考基準に基づき、日本

代表選手として理事会に推薦できるかどうかを検討する。

② 強化委員会により日本代表選手の理事会への推薦を決定する。

③ 理事会により決定する。

（２） 日本代表選手団役員

① 強化委員会は第二条第一項（２）に規定する選考基準に基づき日本代表選手団役員として理事会に推薦できるかどうかを検討する。

② 強化委員会により日本代表役員の理事会への推薦を決定する。

③ 理事会により決定する。

（日本代表選手及び日本代表選手団役員の処分）

第四条　理事会は、日本代表選手が次のいずれかに該当するときは、代表資格を剥奪することができる。

（１） 引退した選手

（２） 居場所情報の提出義務違反や検査陽性等、アンチ・ドーピングの理念に反する行動をとった選手

（３） 本連盟の定める行動規範に違反した選手

（４） その他理事会が日本代表選手として不適切であると判断した選手

２　第一項に定めるほか、監督及びコーチの報告に基づき、必要に応じて理事会は、次の処分を行うことができる。

（１）日本代表チームの活動・行動に参加することを禁止すること

（２）日本代表チームから除外すること

（３）その他違反の程度に従った処分

３　日本代表選手団役員としてふさわしくない次のような行為が見られた場合、理事会は、必要に応じて処分を行うことができる。

（１）職務怠慢が見られた場合

（２）ハラスメントが見られた場合

（３）その他日本代表選手団役員として不適切であると判断する言動があった場合

（不服申し立て）

第五条　日本代表選手の選考結果又は日本代表選手の処分に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」にしたがってなされるものとする。

（改廃）

第六条　本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1　本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

2　令和 3 年 6 月 27 日に改訂し、同日より施行する。